

## 中央青山監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日

公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、中央青山監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

### 記

- (1) 中央青山監査法人を検査した結果、監査人の意識、過去の事件を踏まえた取組みが不十分なこともあり、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査について重層的な審査体制が設けられているものの、レビューパートナーの審査が中心で、その審査も深度あるものとはいえないものがみられ、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢は不十分であると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢に不十分な点が認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられ、業務執行社員は十分な心証を得て監査業務を行ったと主張しているものの、検査において、当該監査業務で実施した監査手続を十分な根拠を示して説明できないものが認められる。

- (3) 中央青山監査法人は、平成 18 年 5 月 10 日付の行政処分に関して、同年 6 月 10 日付で公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づく報告を金融庁に提出したが、公認会計士・監査審査会は、その提出に当たっては検査の状況を踏まえたものとするよう要請していたところである。

当該報告で示された改善策の確実かつ早急な実施が必要である。